

参議院農林委員会會議錄第二十三号

昭和二十三年七月五日(月曜日)午後五時四十分開会

本日の会議に付した事件

- 競馬法案(内閣提出、衆議院送付)
- 馬匹組合の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 國營競馬特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(補見義男君) 只今から委員会を開会いたします。本日は競馬法案、馬匹組合の整理等に関する法律案及び國營競馬特別会計法案を議題に供します。右三個の法律案の内、競馬法案につきましても、昨日印刷物を配付いたしましたことと、衆議院において修正いたしましたことと、即ちその主なるものを申し上げます。第一が指定市を設けたこととあります。これは著しく災害を受けた市で、總理大臣の指定したものを競馬開催地として加えたのであります。第二の点は從來入場者のみに限られておりました勝馬投票券を農林大臣の指定した代表者をして場外にても発売せしめ得ることとしたこととあります。これら三件の法案は、昨日大體の御意見も出盡したと存じますが、尙御意見のおありの方はどうぞ……

○松村眞一郎君 私はこの三案については大した異見はありませんが、たゞ右の内の競馬法案につきましても、自轉車競技法案にありましたごとく、目的をもつと明瞭に現わした方がよいのではないかと思います。即ち第一條の「都道府縣」の次に「馬の能力増進及び改良のため並びに競馬が公正に行われるがため」を加え、又第三十一條に第三項として「競馬が公正に行われることを妨げる行為をし、又はするよう強要した者」を加えるような措置を講じなければ、本法案を農林省主管とすること、或いは本法の適正なる運営は期し得られないのではないかと思います。この点十分に考慮せられんことを望む次第であります。

○委員長(補見義男君) 他に御意見がなければこれより討論に入りたいと存じます。

○委員(補見義男君) 別に御発言もないようでありますから直ちに採決に入ることいたします。御異議でございませんか。

○委員長(補見義男君) 別にお異議なしと呼ぶ者あり

○委員(補見義男君) それでは直ちに採決をいたします。右の三案を一括して議題に供します。競馬法案については、衆議院送付の修正通り、他の二件については原案通り可決することに賛成の諸君の御起立をお願いします。

○委員長(補見義男君) 總員起立であります。よつて右の三案は全会一致を以て可決いたしました。

尙本院規則第四四條によります委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひます。

○委員長(補見義男君) それから本院規則第七十二條によります例の多數意見者署名をお願いします。

○委員(補見義男君) この際委員長として一言申し上げます。この長期間に亘りました第二回國會を通じて、不慣れた私が別に大過なく過し得ましたことは、皆様の熱心なる御勉強と、甚大なる御協力のおかげと存じます。この機会に厚く御禮申し上げます。それではこれにて委員會を閉じることになりました。

午後五時五十分散会
出席者は左の通り。

委員長	補見 義男君
理事	高橋 啓君
委員	木下 源吾君
	田中 利勝君
	北村 一男君
	柴田 政次君
	西山 龜七君
	平沼彌太郎君
	木村三郎君
	小杉 繁安君
	佐々木鹿藏君
	竹中 七郎君
	宇都 宮澄君
	徳川 宗敬君
	藤野 繁雄君
	松村眞一郎君

政府委員
農林政務次官 平野善治郎君

七月四日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、食糧確保臨時措置法案(第百七十五号)予備審査のための付託は六月十日)
- 一、競馬法案(第百八十九号)
- 一、馬匹組合の整理等に関する法律案(第百八十八号)(予備審査のための付託は七月一日)

七月五日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、國營競馬特別会計法案(第百九十六号)(予備審査のための付託は七月一日)

昭和二十三年十一月四日印刷

昭和二十三年十一月五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局